

# 職場におけるハラスメント対策の研修会のご案内

福岡東労働基準協会

福岡中央労働基準協会

ハラスメントとは、いろいろな場面での「嫌がらせ・いじめ」を言います。その種類は様々ですが、他の者に対する発言、行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることです。

職場環境の変化や法規制、社会変化によって「嫌がらせ・いじめ」の相談件数が増加しています。

そこで、下記の内容の研修会を開催しますので、是非ご参加下さい。

## 記

第一回目 日 時 平成29年5月19日(金) 14時から16時  
場 所 博多中央港湾福祉センター 博多区沖浜町4-30

第二回目 日 時 平成29年10月3日(火) 14時から16時  
場 所 リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1

## 内 容

- ① ハラスメントを取り巻く昨今の状況
- ② ハラスメントが起きやすい職場
  - ・閉鎖的な職場 ・絶対的上下関係の職場 ・ストレスの高い職場
  - ・マンネリ化した職場(好き嫌いといった人間関係が中心の職場)
  - ・コミュニケーションのずれ
- ③ ハラスメントが及ぼす影響
  - ・被害者に及ぼす影響  
「士気の低下」「パフォーマンスの悪化」「心の健康を害する」
  - ・行為者に与える影響  
「懲戒処分等によるキャリアへの影響」「加害者としての法的責任」
  - ・企業に与える  
「職場風土の悪化」「周囲の士気低下」「人材流出」  
「時間と労力に大きなロスが生ずる」「企業の法的責任」  
「被害者の職場復帰へのサポートコスト」「企業の信頼・価値の失墜」
- ④ 様々なハラスメントについて(セクハラ・パワハラを中心に)
- ⑤ 事例検討(グループ討議)
- ⑥ 職場で注意すべきポイント(防止対策の進め方)

講 師 (株)ソーシャル・ステップ 代表 渡邊 登美子

受講数 先着80名

受講料 2,000円(会員) 3,000円(一般)

\*受講料には資料代・消費税を含む。振込料は受講者負担

振込先：福岡銀行古賀支店 普通1451941 福岡東講習会事務局あて

別紙の申込書に必要事項を記入の上、FAXまたは郵送にてお申し込み下さい。

以 上

## 「ハラスメント研修会」申請書

事業場所在地	〒 —				TEL : FAX :	
事業場名						
事業主証明	(社印)			担当者氏名		
ふりがな 受講者氏名	生年月日	本籍	現住所	※受講番号	備考欄	
				※修了証番号		
	S 年 月 日 H	都道府県	〒 —			
	S 年 月 日 H	都道府県	〒 —			
	S 年 月 日 H	都道府県	〒 —			
	S 年 月 日 H	都道府県	〒 —			
講習内容	職場におけるハラスメント対策					
講習年月日	平成29年10月3日					
会場	リーパスプラザこが 古賀市中央2-13-1					
講習者 証明書						

- ◆ 本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外では利用いたしませんのでご了承ください。

**福岡東労働基準協会**

〒811-3101

福岡県古賀市天神1-9-12

TEL ・ FAX : 092-943-0321